

平成22年2月16日

各 位

会社名 興和紡績株式会社
代表者名 代表取締役社長 三輪 芳弘
(コード番号 3117 名証・大証第1部)
問合せ先 代表取締役 常務執行役員 山 崎 正夫
(TEL 052 - 963 - 3408)

親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

今般、平成22年2月23日付けで当社の親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主に異動が生じることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動が生じた経緯

興和紡績株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が平成21年12月25日より実施しておりました、当社普通株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、平成22年2月15日をもって終了いたしました。これに伴い、本日、公開買付者より本公開買付けを通じて当社普通株式32,714,161株を取得する旨の報告がありました。

この結果、公開買付者の当社の総株主等の議決権に対する割合が97.19%となるため、公開買付者は当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主である筆頭株主であった興和株式会社は、その所有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募した結果、当社の筆頭株主及び主要株主に該当しないこととなりました。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「興和紡績株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

名 称	興和紡績株式会社
本 店 所 在 地	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 三輪 芳弘
資 本 金 の 額	1,000,000円
主 な 事 業 内 容	イ 有価証券の取得及び保有 ロ 会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する事業

八 不動産の賃貸業、管理業並びに売買業
 二 前各号に付帯・関連する一切の業務

設 立 年 月 日 平成21年12月10日

大株主及び持株比率 大栄産興株式会社（100%）

当 社 と の 関 係 資本関係：該当事項はありませんが、公開買付者の完全親会社である大栄産興株式会社は、当社の普通株式420,000株（当社が所有する自己株式を除く発行済株式総数の1.25%）を保有しております。

人的関係：当社の代表取締役である三輪芳弘は、公開買付者及び公開買付者の完全親会社である大栄産興の代表取締役を兼務しております。当社の取締役会長である三輪隆康は、公開買付者の完全親会社である大栄産興の代表取締役を兼務しております。

取引関係：該当事項はありませんが、公開買付者の完全親会社である大栄産興株式会社に不動産賃借料等の支払いがあります。

事業年度の末日 11月末日

上 場 取 引 所 なし

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

名 称 興和株式会社

住 所 愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号

3. 異動前後における当該株主の所有議決権の数（所有株式数）及びその総株主等の議決権（発行済株式総数）に対する割合

(1) 興和紡株式会社

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権に対する割合 (発行済株式総数に対する割合)	株主順位
異 動 前	個 (株)	% (%)	
異 動 後	32,714 個 (32,714,161 株)	97.19 % (91.64 %)	第1位

(2) 興和株式会社

	所有議決権の数 (所有株式数)	総株主等の議決権に対する割合 (発行済株式総数に対する割合)	株主順位
異 動 前	6,212 個 (6,212,550 株)	18.46 % (17.40 %)	第1位
異 動 後	個 (株)	% (%)	

(注) 1. 総株主等の議決権に対する割合は、平成22年2月12日に提出した第158期第3四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）33,366個に、単元未満株式に係る議決権の数（上記四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の単元未満株式に係る議決権の数）294個を加えた33,660個を分母として計算しております。

2. 発行済株式総数に対する割合は、平成22年2月12日に提出した第158期第3四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行済株式総数(35,700,000株)を分母として計算しております。
3. 「総株主等の議決権に対する割合」及び「発行済株式総数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

4. 異動予定年月日

平成22年2月23日(本公開買付けの決済開始日)

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

有(興和紡株式会社が新たに対象となる予定です。)

6. 今後の見通し

公開買付者が、本公開買付けの終了後に当社の全株式を取得することができなかったため、平成21年12月24日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は当社の完全子会社化を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付け終了後に、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び当社の当該普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること、以上ないしを付議議案に含む臨時株主総会及び上記の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定であり、当社は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会を開催し、上記各議案を付議する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付されたうえで、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数(合計数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算出する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社が公開買付者の完全子会社となるよう、公開買付者以外の当社の株主に交付しなければならない当社株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)または(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の当社株式所有状況または関係法令について当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、または実施の方法に変更が生じる可能性があります。上記方法またはそれと同等の効果を有する他の方法について、具体的な手続き及び実施時期等の詳細は未定であり、今後公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

なお、このお知らせは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

当社普通株式は、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付け後に、上記の手続きに従い、当社の全株式を取得することを予定しており、その場合には当社普通株式は上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできません。

【ご参考】

異動予定日（平成22年2月23日）現在の当社の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	35,700,000 株
資本金の額	3,457,500 千円

以 上